



会社を退職するとき の手続き



【回答者】
チャットボットの「ケンポ」。健康保険制度や健康保険組合のしくみなどについて、素早くて確かな解説をしてくれる。



【今回の問い合わせ人】
定年でもうすぐ退職予定。退職する際の健康保険やマイナ保険証の手続きが必要なのかを知りたい。



マイナ保険証の手続きは必要なのかな？



会社を退職すると、健康保険組合の資格もなくなり、被扶養者だった家族も含めて脱退することになります。

マイナ保険証をお持ちの場合でも、健康保険組合の資格喪失と次の健康保険の加入手続きは必要です。新しい健康保険へマイナンバーを届け出ると、マイナ保険証の切り替え（更新）が行われます。医療機関などの受診時にまだ資格が更新されていない場合は、新しい健康保険から交付された①「資格情報のお知らせ+マイナンバーカード」または②「資格確認書」で受診します。健康保険の資格が更新されているかは、マイナポータルで確認することができます。

退職後に入る健康保険はどのように決まるのかな？
手続きは必要？



すぐに再就職するときは再就職先の会社が次の健康保険加入の手続きをしますが、再就職しない場合は、自分で次に加入する健康保険を決めて手続きをする必要があります。

加入する健康保険によって、保険料や加入条件が異なりますので、よく検討しましょう。

■資格喪失後の健康保険と手続き（再就職しないとき）

①国民健康保険

➡住所地の市区町村の窓口で退職翌日から14日以内に手続き

①保険料は前年の収入額に応じて、世帯人数分を納める。

②加入していた健康保険組合の任意継続

➡健康保険組合の窓口で退職翌日から20日以内に手続き

①在職中の加入期間が2ヶ月以上必要。保険料は会社が負担していた分も納める。

③家族の健康保険

➡家族が加入する健康保険の窓口で退職翌日から5日以内に手続き

①加入条件（収入額や生計維持など）あり。保険料負担はなし。

退職後はいつまで今の健康保険で診療を受けられるのかな？



当健康保険組合の資格で受診できるのは退職日までです。資格確認書や限度額適用認定証をお持ちの場合は、退職時に会社を通して健康保険組合に返却してください。

資格喪失後に当健康保険組合の健康保険で受診することはできません。万一受診した場合は、健康保険組合が負担した医療費を後日、返還請求いたします。